

海幕情第490号
令和2年3月17日

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

委託先の秘密保全施設等の確認の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別 紙

写送付先：部内全般

別 紙

委託先の秘密保全施設等の確認の実施要領

第1 趣 旨

この実施要領は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第28及び第29条並びに特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特防秘訓令」という。）第26及び第27条に基づき、委託先の秘密保全施設等の確認に必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官等 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (2) 防衛省の契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等（防衛装備庁の契約担当官等を含む。）をいう。
- (3) 部隊等 海上幕僚監部の各部各課等（室又はこれに準ずるものを含む。）、防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊及びクルー並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (4) 省秘 省秘訓令第2条第1項に規定する秘密を言う。
- (5) 特別防衛秘密等 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密（特定特別防衛秘密（特防秘訓令第15条第1項の規定により指定された特別防衛秘密をいう。）を含む。）をいう。
- (6) 施設の新設 省秘又は特別防衛秘密等の文書、図画又は物件を取り扱う施設（以下「秘密保全施設」という。）を新たに設置することをいう。
- (7) 施設の変更 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することをいう。
- (8) 転用 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することなく、当該施設の秘密区分を変えることをいう。
- (9) 閉鎖区域 秘密の物件の形状又は材質等の理由により、保管場所以外で作業を行う所があり、当該作業時間中に秘密関係職員以外の者による秘密の物件が観察されるおそれがある場合、又は作業時間以外において秘密区分に応じた保管方法で秘密の物件の保管ができない場合に、当該物件を保護するために設定する区域をいう。

- (10) 委託先 省秘訓令第26条若しくは第27条の規定による委託の委託先又は特防秘訓令第25条の規定による委託の委託先（省秘訓令第30条及び特防秘訓令第28条に定める下請負者を含む。）をいう。
- (11) 共用 委託先の秘密保全施設及び閉鎖区域（以下「立入禁止区域」という。）と契約担当官等の契約に基づく立入禁止区域とが同一又は一部重複する場合に、当該立入禁止区域を共用することをいう。

第3 施設の新設、施設の変更又は物件等の変更

- 1 契約担当官等は、委託先が秘密保全施設について施設の新設又は施設の変更を行う場合には、委託先に対し、当該秘密保全施設の図面等（秘密保全施設の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な付属書類を含む。以下同じ。）を添えて、付紙様式第1により、契約担当官等の代理者（当該契約の調達要求を行う部隊等の長をいう。以下同じ。）を通じて申請させるものとする。
- 2 契約担当官等は、委託先が秘密保全施設の位置、構造等に変更を加えることなく、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の物件等（当該秘密保全施設において取り扱うことができる秘密の種類及び区分と同一の秘密の種類及び区分の物件等に限る。）を変更する場合は、付紙様式第1により、契約担当官等の代理者を通じて届け出させるものとする。

第4 保全施設調査

- 1 契約担当官等の代理者は、契約担当官等が第3第1項に規定する申請を受理した場合には、秘密保全上の適合性の有無について、次の各号に定めるところにより、秘密保全施設の調査（以下「保全施設調査」という。）を行うものとする。
 - (1) 秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）（以下「事務次官通達」という。）別紙第7に規定する保管庫及び金庫室にあつては、それぞれ事務次官通達に規定する構造基準による。
 - (2) 前号に規定する保管庫又は金庫室以外の特別防衛秘密等に係る秘密保全施設にあつては、付紙第1に定めるところによる。
 - (3) 第4第1項第1号に規定する保管庫又は金庫室以外の省秘に係る秘密保全施設にあつては、付紙第2に定めるところによる。
- 2 保全施設調査を行う場合には、現地に赴き調査（以下「現地調査」という。）を行い、付紙様式第2により保全施設調査表を作成するものとする。
- 3 契約担当官等の代理者は、第4第1項に規定する保全施設調査を実施する場合、当該部隊の保全責任者（省秘訓令第4条で定める保全責任者をいう。）に行わせることを基準とする。

- 4 契約担当官等の代理者は、第4第1項に規定する保全施設調査を実施することが困難である場合、その指揮系統上の上級部隊等の長又は契約担当官等の代理者と同一警備区（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第27条に定める警備区域をいう。以下同じ。）にある地方総監部防衛部長に依頼することができる。このとき、契約担当官等の代理者は、第3第1項に規定する申請書及び図面等の写しを、当該依頼を受けた者に送付するものとする。
- 5 前項による依頼を受けた者は、第4第2項に規定する現地調査の実施にあたり、必要な支援（人員の派出を含む。）を契約担当官等の代理者及び他の部隊等の長に求めることができる。
- 6 契約内容が役務であり役務の履行場所が官側施設内である場合、又は第3第2項で定めるところによる申請の場合、保全施設調査は省略することができる。

第5 保全施設調査結果の報告等

- 1 契約担当官等の代理者が第4第1項に規定する保全施設調査を行った場合は、契約担当官等の代理者は、第3第1項に規定する申請書及び図面等並びに第4第2項に規定する保全施設調査表を添付して、付紙様式第3により契約担当官等に報告するとともに、海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長（以下「海幕情報課長」という。）に対し、その写しを送付するものとする。
- 2 第4第4項による依頼を受けた者は、第4第1項に規定する保全施設調査を行った場合は、第3第1項に規定する申請書及び図面等並びに第4第2項に規定する保全施設調査表を添付して、付紙様式第3により契約担当官等の代理者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知を受けた契約担当官等の代理者は、付紙様式第3により契約担当官等に進達するとともに海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。

第6 保全調査官等

- 1 第4及び第8から第10に規定する保全施設調査を実施する部隊等の長（依頼を受けて実施する者を含む。）は、保全施設調査を自ら行い、又は所属する職員のうち、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）（以下「適格性訓令」という。）第6条に規定する秘密を取り扱うことができる職員の中から、現地調査の都度、保全調査官を指定し、行わせるものとする。
- 2 保全調査官は、第4及び第8から第10に規定する保全施設調査の実施について、所属する職員及び第4第5項に基づき派出された者のうち、適格性訓令第6条に規定する秘密を取り扱うことができる職員の中から、現地調査の都度、

保全調査官補助者を指定し、これを指揮することができる。

第7 解除の届出

- 1 契約担当官等は、委託先において秘密保全施設を保持する必要がなくなった場合には、契約担当官等の代理者を通じ、速やかに付紙様式第4により委託先をして契約担当官等に届け出させるとともに、契約担当官等の代理者は、海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。
- 2 契約担当官等は、前項の規定により委託先が解除した秘密保全施設を再び使用する必要が生じた場合には、委託先をして、契約担当官等の代理者を通じ、第3第1項の規定に準じて、施設の新設の手続を行わせるものとする。

第8 転 用

- 1 契約担当官等は、委託先が既に確認され、又は承認されている秘密保全施設を次の各号に定める区分に対応する秘密保全施設に転用する場合には、契約担当官等の代理者を通じ、委託先をして、第3第1項の規定に準じて付紙様式第5により申請させるものとする。契約担当官等の代理者又はその依頼を受けた者は、第4の規定に準じて保全施設調査を行った後、第5の規定に準じて付紙様式第3により契約担当官等に報告、通知、又は進達するとともに海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。この場合、秘密保全施設の転用の確認をもって、既存の秘密保全施設は、解除の申請があったものとみなす。
 - (1) 省秘の保全施設を特定特別防衛秘密又は特別防衛秘密の保全施設に転用するとき。
 - (2) 特別防衛秘密の保全施設を特定特別防衛秘密の保全施設に転用するとき。
 - (3) 特定特別防衛秘密の保全施設を特別防衛秘密又は省秘の保全施設に転用するとき。
 - (4) 特別防衛秘密の保全施設を省秘の保全施設に転用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号又は第4号の区分により秘密保全施設を転用する場合は、保全施設調査を省略することができる。
- 3 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。）第2条に規定する適合事業者の保全施設（以下「特定秘密の保全施設」という。）の転用については、省秘の保全施設と同等とみなし、前各項を準用する。ただし、この場合において、特定秘密の保全施設は、他の秘密の取扱区分の保全施設へ転用することにより解除の申請があったものとはみなさない。

第9 事前調査

- 1 省秘に係る新規の委託契約を予定している場合で、当該委託予定先において、

秘密の保全上支障がないことを確認できていない場合には、委託予定先からの依頼により、第4に規定する保全施設調査を、当該秘密の管理者若しくはその職務上の上級者が自ら実施し、若しくは当該委託の調達要求を行う部隊等の長に対して依頼し、又は当該委託の調達要求を行う部隊等の長を通じて第4第4項の規定に準じて依頼するものとする。第4第4項の規定に準ずる場合、当該秘密の管理者若しくはその職務上の上級者又は調達要求を行う部隊等の長は、依頼を受けた者の求めに応じ、必要な支援（人員の派出を含む。）を行うものとする。

- 2 特別防衛秘密等に係る新規の委託契約を予定している場合で、当該委託予定先において、秘密保護上支障がないことを確認できない場合、当該秘密に係る自衛艦隊司令官等（特別防衛秘密の保護に関する達（平成19年海上自衛隊達第18号）第2条第1号に規定する自衛艦隊司令官等をいう。）は、委託予定先からの依頼により、第4に規定する保全施設調査を、当該委託の調達要求を行う部隊等の長に対して依頼し、又は当該委託の調達要求を行う部隊等の長を通じて第4第4項の規定に準じて依頼するものとする。第4第4項の規定に準ずる場合、調達要求を行う部隊等の長は、依頼を受けた者の求めに応じ、必要な支援（人員の派出を含む。）を行うものとする。
- 3 前各項に規定する秘密の管理者若しくはその職務上の上級者又は自衛艦隊司令官等による事前調査の依頼は、付紙様式第6により行うとともに、海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。
- 4 第9第1項及び第2項の実施について、保全施設調査結果の報告等及び保全調査官等の指定は、第5及び第6に準じて行うものとする。
- 5 公募手続及び企画競争の実施要領について（通知）（海幕経第5588号。24.7.4）別冊第2項第4号で規定する技術審査において、同通知別冊第4項第2号ア(ク)、イ(オ)、ウ(カ)、エ(ケ)及びオ(エ)に定める秘密を取り扱う場合の資格要件を確認している場合、第9第1項及び第2項に定める事前調査を省略することができる。

第10 閉鎖区域

- 1 契約担当官等は、委託先において閉鎖区域を設定（閉鎖区域を新たに設置することをいう。以下同じ。）し、又は変更する必要がある場合は、委託先をして、設定又は変更しようとする閉鎖区域の図面等を添えて付紙様式第7により契約担当官等の代理者を通じて申請させるものとする。
- 2 契約担当官等の代理者は、契約担当官等が前項の規定による申請書を受理した場合には、保全施設調査を行い秘密保全上必要な措置が講じられていることを確認した後、付紙様式第8により契約担当官等に進達するとともに海幕情報

課長に対し、その写しを送付するものとする。

- 3 前項に規定する保全施設調査を行う場合には、第4の規定を準用する。この場合、「保全施設調査表」を「閉鎖区域調査表」に読み替える。
- 4 第10第2項に規定する保全施設調査を契約担当官等の代理者の依頼により実施した場合、当該依頼を受けた者による契約担当官等の代理者への通知については、第5第2項の規定を準用する。この場合、付紙様式第3の「保全施設」を「閉鎖区域」に読み替えるとともに、海幕情報課長に対する写しの送付を省略する。
- 5 契約担当官等は、委託先が閉鎖区域の位置、構造等に変更を加えることなく、当該閉鎖区域の設定期間中にその期間を変更する場合は、委託先をして、付紙様式第7により、契約担当官等の代理者を通じて申請させるものとする。この場合、保全施設調査は省略することができる。

第11 共 用

- 1 契約担当官等は、共用について他の防衛省の契約担当官等から付紙様式第9により協議があった場合は、協議内容を確認した後、付紙様式第10により、当該契約担当官等に回答するものとする。
- 2 契約担当官等は、共用期間に変更が生じた場合には、速やかに当該他の防衛省の契約担当官等から通知を得るものとする。
- 3 海上自衛隊の契約担当官等から他の防衛省の契約担当官等へ共用の協議を行う場合、当該協議を受ける他の防衛省の契約担当官等が所属する機関が定める規則に準ずるものとする。

第12 通 知

- 1 契約担当官等の代理者は、第3第1項、第8第1項若しくは第3項又は第10第1項に規定する申請について契約担当官等の確認を得た後、付紙様式第11により委託先に通知するとともに、海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。
- 2 第9第1項及び第2項に定める事前調査の実施結果は、調達要求を行う部隊等の長から付紙様式第11により委託予定先に通知するとともに、海幕情報課長に対し、その写しを送付するものとする。この場合において、付紙様式第11で「契約担当官等の代理者」とあるのは「調達要求を行う部隊等の長」と読み替えるものとする。

第13 海幕情報課長の協力

海幕情報課長は、委託先の秘密保全施設等の確認又は承認について協力の依頼

があった場合は、これに応じるものとする。

特別防衛秘密等の秘密保全施設の構造基準

特別防衛秘密等の秘密保全施設の調査に当たっては、次に掲げる事項に留意し、不法侵入、破壊、盗視及び盗聴ができないように十分に配慮するものとする。

項 目	構 造 基 準
1 壁、床及び天井	(1) 壁、床及び天井の構造は、厚さ 10 c m以上の鉄筋コンクリート造りとする。ただし、既存の建造物を改修又は補強する場合等、これにより難しい場合は、次による。 ア 補強コンクリートブロックの場合 厚さ 15 c m以上とし、中空部には全てコンクリートを充填し、かつ、直径 9 m m以上の鉄筋を縦 40 c m以下、横 20 c m以下の間隔で配筋する。 イ 鋼板の場合 日本産業規格 G 3 1 4 1 に定める S P C C の標準厚さ 3. 2 m m以上とする。室内外の両面に設置する場合は、各々同標準厚さ 1. 6 m m以上とする。 ウ その他の不燃性資材を使用する場合 鉄筋コンクリート造りと同等以上の強度を有すること。 (2) 天井が建築構造上、やむを得ず、前号の規定を満たすことができない場合は、天井に金網を張る、侵入警報装置を設ける等、前号と同等の保全性を確保しなければならない。
2 間仕切り	(1) 間仕切りに扉を設けた場合は、その開閉時に直接外部から保全施設内が見えないように、間仕切りの内側に衝立又はカーテン等を設置する。 (2) 保全施設内を間仕切りする場合は、次による。 ア 手動及び自動警報装置は、間仕切りした部屋ごとに独立して設置する。 イ 入口は独立して設置する。

	(3) 屋内に保全施設を設けるために間仕切りする場合は、次による。 ア 前項第1号に規定する資材を用い、天井まで届く高さの不透明な構造とする。 イ 格納庫等のように、特に高い天井で、間仕切りが天井まで届かないために代用天井が使用される場合は、天井と代用天井との間を金網で補強する。 ウ ア又はイにより難しい場合で、吊り天井が設けられない正当な理由があるときは、間仕切りを乗り越えて不法侵入ができないように、特別の措置を講じなければならない。
3 出入口	(1) 出入口は1箇所とする。ただし、非常口が別途必要な場合は、内側からのみ開閉できる扉を取り付けることができる。扉の規格は第4項に準ずる。 (2) 室内灯とともに、出入口扉の上部に照明装置（常夜灯）を取り付け、停電時にも機能すること。 (3) 閉鎖区域を設定する場合、第1号及び第2号と同等の秘密保全を確保するための代替措置を講ずること。
4 扉	(1) 鋼鉄製とし、日本産業規格G 3 1 4 1に定めるS P C Cの標準厚さ3. 2 mm以上（扉の構造が2枚以上の合板による場合は各々同標準厚さ1. 6 mm以上）とする。 (2) 丁番は、内側埋込式を使用する。 (3) 丁番が切断された場合でも開放を防止できる構造とする。 (4) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (5) 覗き窓を必要とする場合は、ドアスコープを取り付け、内側からのみ覗くことができるものとする。
5 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合は、必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格G 0 2 0 3に定める番号2 5 0 1に該当する鉄棒直径1 3 mm以上、間隔1 0 c m以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入りの不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあっては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるような措置を講ずる。
6 開口部	ダクト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等で、その大きさ、形状等から不法侵入、盗視又は盗聴のおそれがある場合は、直径1 3 mm以上の鉄筋を縦及び横に1 0 c m以下の間隔で取り付け、かつ、交叉部はすべて溶

	接する等、盗視等の侵害に対応し得る適切な措置を講ずるものとする。
7 錠	(1) 三段式文字盤かぎ（実行組合わせ 100³以上）及び差込式かぎ等（電子ロック、生体認証を含む。）による二重施錠方式等とする。 (2) 内部に非常開閉装置を取り付ける。
8 警報装置	(1) 非常時に備え、警備室等外部との通信連絡用のインターホン等を取り付け、配線は容易に切断されることがないようにし、停電時にも機能すること。 (2) 室内に扉の開閉及び侵入を感知する警報装置（停電時及び配線切断時においても警報できるもの）を取り付け、配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室等と直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。
9 外 柵	(1) 外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、対象物に応じ、高さ 2 m 以上の強固な金網等を用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置等を張りめぐらす。 (2) 前号にかかわらず、秘密の保全を確保するための代替措置を講じた場合は、外柵を設置しないことができる。

省秘の秘密保全施設の構造基準

省秘の秘密保全施設の調査に当たっては、次に掲げる事項に留意し、不法侵入、破壊、盗視及び盗聴できないように十分に配慮するものとする。

項 目	構 造 基 準
1 壁、 床 及 び 天井	(1) 壁、床及び天井の構造は、原則として、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材で堅固に建造する。 (2) 木造建物等の既存の建造物の一部を改修して建造する場合についても前号に準ずる。 (3) 当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網等の頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。
2 間 仕 切 り	(1) 間仕切りに設けられた扉を開けた場合には、直接外部から中が見えないように、間仕切りの内側に衝立又はカーテンなどを設置する。 (2) 屋内に保全施設を設けるために間仕切りする場合は、次による。 ア 前項第 1 号に規定する資材を用いて、天井まで届く高さの不透明な構造とする。 イ 格納庫などのように、特に高い天井で、間仕切りが天井まで届かないため代用天井が使用される場合には、天井と代用天井との間を金網で補強する。 ウ ア又はイにより難しい場合で、吊り天井が設けられない正当な理由があるときは、間仕切りを乗り越えて不法侵入ができないように、特別の措置を講じなければならない。
3 出 入 口	(1) 出入口は 1 箇所とする。ただし、非常口が別途必要な場合は、内側からのみ開閉できる扉を取り付けることができる。扉の規格は扉の項に準ずる。 (2) 室内灯とともに、出入口扉の上部に照明装置（常夜灯）を取り付け、停電時にも機能すること。 (3) 閉鎖区域を設定する場合、第 1 号及び第 2 号と同等の秘密保全を確保するための代替措置を講ずること。
4 扉	(1) 出入口及び非常口の扉は、原則として鋼鉄製とするが、既存の木造建物など又は既存の建造物の一部を利用し

	て造る出入口及び非常口の扉は堅固な木製で建造することができる。 (2) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (3) 覗き窓を必要とする場合は、ドアスコープを取り付け、内側からのみ覗くことができるものとする。
5 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合は、必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格 G 0 2 0 3 に定める番号 2 5 0 1 に該当する鉄棒直径 1 3 m m 以上、間隔 1 0 c m 以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入りの不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあっては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるような措置を講ずる。
6 開口部	ダクト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等で、大きさ、形状から不法侵入、盗み見又は盗聴のおそれがある場合には、その開口部の状態に応じて、金網を取り付けるか、又は前項第 1 号に規定する鉄格子を取り付けるものとする。
7 錠	(1) 三段式文字盤かぎ（実行組合せ 100³ 以上）及び差し込み式かぎ等（電子ロック、生体認証を含む。）による二重施錠方式等とする。 (2) 内部に非常開閉装置を取り付ける。
8 警報装置	(1) 室内に扉の開閉及び侵入を感知する警報装置を取り付ける。 (2) 出入口等に監視カメラ又は赤外線センサー等を取り付ける。 (3) 警報装置の配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室などと直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。
9 外柵	(1) 外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、対象物に応じ、高さ 2 m 以上の強固な金網等を用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置等を張りめぐらす。 (2) 前号にかかわらず、秘密の保全を確保するための代替措置を講じた場合は、外柵を設置しないことができる。

付紙様式第1
発簡番号
年月日

(契約担当官等)

殿

(【契約担当官等の代理者】経由)

事業者名：

代表者：

印

秘密保全施設の（選択＊）について（申請）

標記について、下記のとおり確認されたく申請します。

記

- 1 秘密保全施設の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 （選択＊）の理由
- 5 秘密の保護措置

添付書類：

付紙様式第1 記載要領

- 1 (選択*) : 「施設の新設」、「施設の変更」又は「物件等の変更」のいずれかを記載する。
- 2 第1項には、確認を受けようとする秘密保全施設（工場、建物及び区画等）の名称、棟名、階数等を記載する。
- 3 第2項において、秘密に係る物件等名が特定できない場合は、「秘密文書等」と記載する。また、件名自体が秘密に該当する場合は、登録番号又は簡略化した件名を記載する。
- 4 第3項には、秘密の種類及び区分に応じ、「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 5 第5項には、装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26. 12. 24）別添「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」第1項に規定する秘密保全規則等の確認を受けた文書番号及び年月日のほか、秘密を保護するために施した構造上の措置を記載する。
- 6 申請に当たっては、確認を受けようとする秘密保全施設の図面等を添付する。
- 7 本通達別紙第3第2項の規定により当該秘密保全施設で取り扱う秘密の物件等を変更する場合は、次による。
 - (1) 件名は、「秘密保全施設における取扱物件等の変更について（届出）」とする。
 - (2) 本文は、「標記について、下記のとおり変更するので届け出ます。」とする。
 - (3) 第2項には、変更前と変更後の秘密の物件等名をそれぞれ記載する。

保 全 施 設 調 査 表

1 添付する委託先の申請文書の発簡番号・日付			6 施設の調査	項 目	現 況
				天 井	
2 委託先等	委託先事業所名			壁	
	所在地			床	
3 秘密保全施設の態様	「施設の新設」、「施設の変更」又は「物件等の変更」の別			間仕切り	
	秘密保全施設又は閉鎖区域の名称			出入口	
	秘密の物件等名			扉	
	取り扱う秘密区分			窓	
	「施設の新設」、「施設の変更」又は「物件等の変更」の理由			開口部	
	錠			錠	
	警報装置		警報装置		
	外 柵		外 柵		
			保管容器		
4 委託先の既存の秘密保全施設又は閉鎖区域の現況			7 判 定		
			8 所 見		
			9 調査年月日及び調査実施者	年 月 日 (所属) (階級) (氏名) 印	
5 委託先立会者の 部署・役職・氏名	(部署) (役職) (氏名)				

付紙様式第3

発 簡 番 号

年 月 日

(契約担当官等又は契約担当官等の代理人)

殿

(契約担当官等の代理人又はその依頼を受けた者)

(適宜、官職名を明示する)

(選択＊1)に係る保全施設の(選択＊2)の確認について(選択＊3)

標記について、別添のとおり申請され、保全施設調査の結果、秘密保全上適格と認められるので確認されたく(選択＊3)する。

添付書類：

写送付先：海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長

付紙様式第3 記載要領

- 1 (選択＊1) : 「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 2 (選択＊2) : 「施設の新設」、「施設の変更」又は「物件等の変更」のいずれかを記載する。
- 3 (選択＊3) : 「報告」、「通知」又は「進達」のいずれかを記載する。
- 4 前項において「進達」を選択する場合、宛先を「契約担当官等」とし、「契約担当官等の代理者」を経由するものとする。
- 5 委託先又は委託予定先からの申請書類、当該秘密保全施設の図面等（秘密保全施設の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な付属書類を含む。）及び当該秘密保全施設に係る保全施設調査表を添付する。
- 6 秘密保全上適格と認められなかった場合は、本文を「標記について、別添のとおり申請され、保全施設調査の結果、秘密保全上適格と認められなかったため、別紙のとおり改善を要する事項を（選択＊3）する。」とするとともに、別紙を追加し、適宜の様式により改善を要する事項を報告、通知又は進達する。

付紙様式第4
発 簡 番 号
年 月 日

(契約担当官等)

殿

(【契約担当官等の代理者】経由)

事業者名：

代 表 者： 印

秘密保全施設の解除について（届出）

標記について、下記の秘密保全施設を解除するので届け出ます。

記

- 1 秘密保全施設の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 施設確認番号及び年月日
- 5 解除理由
- 6 解除年月日

付紙様式第4 記載要領

- 1 第1項には、解除する秘密保全施設について、確認を受けたときの名称、棟名、階数等を記載する。
- 2 第2項において、件名自体が秘密に該当する場合は、登録番号又は簡略化した件名を記載する。
- 3 第3項には、秘密の種類及び区分に応じ、「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 4 第4項には、解除する秘密保全施設について、確認を受けたときの文書番号及び年月日を記載する。
- 5 第5項には、解除する理由を具体的に記載する。

付紙様式第5
発 簡 番 号
年 月 日

(契約担当官等)

殿

(【契約担当官等の代理者】経由)

事業者名：

代 表 者：

印

秘密保全施設の転用について（申請）

標記について、下記のとおり確認されたく申請します。

記

- 1 秘密保全施設の名称
- 2 秘密の物件等名
(転用前)
(転用後)
- 3 秘密の種類及び区分
(転用前)
(転用後)
- 4 転用の理由
- 5 転用前の施設確認番号及び年月日
- 6 秘密の保護措置

添付書類：

付紙様式第5 記載要領

- 1 第1項には、転用する秘密保全施設について、転用前の確認を受けたときの名称、棟名、階数等を記載する。
- 2 第2項において、転用後の秘密に係る物件等名が特定できない場合は、「秘密文書等」と記載する。また、件名自体が秘密に該当する場合は、登録番号又は簡略化した件名を記載する。
- 3 第3項には、転用前及び転用後の秘密の種類及び区分に応じ、「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」、「特定秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 4 第4項には、秘密保全施設を転用する理由を具体的に記載する。
- 5 第5項には、転用する秘密保全施設について、転用前の確認を受けたときの文書番号及び年月日を記載する。
- 6 第6項には、装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26. 12. 24）別添「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」第1項に規定する秘密保全規則等の確認を受けた文書番号及び年月日のほか、秘密を保護するために施した構造上の措置を記載する。
- 7 申請に当たっては、確認を受けようとする秘密保全施設の図面等を添付する。

付紙様式第6
発 簡 番 号
年 月 日

(選択＊1)

殿

(選 択 ＊ 2)

(適宜、官職名を明示する)

委託時の秘密保全施設等の調査について（依頼）

標記について、下記の事業者（下請負者を含む。）が保有する施設等の秘密保全上の支障の有無について確認されたく依頼する。

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 契約予定件名
- 4 秘密の種類及び区分
- 5 秘密の保護措置
- 6 その他

添付書類：

写送付先：海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長

付紙様式第6 記載要領

- 1 （選択＊1）：当該委託に係る調達要求を行う部隊等の長、その指揮系統上の上級部隊等の長又は当該秘の管理者と同一警備区にある地方総監部防衛部長のいずれかの依頼先を記載する。
- 2 （選択＊2）： 省秘の委託にあつては当該秘の管理者若しくはその職務上の上級者、特定防衛秘密の委託にあつては当該特定防衛秘密に係る自衛艦隊司令官等を記載する。
- 3 第1項には、委託を予定する契約相手方の事業者又は下請負者（以下「委託予定先」という。）の事業所名等を記載する。
- 4 第2項には、委託予定先の住所、建物名及び施設又は区画の名称を記載する。
- 5 第3項について、具体的な件名が無い場合は、「なし」と記載する。
- 6 第4項には、委託を予定している秘密の種類及び区分に応じ、「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 7 第5項には、委託予定先の装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26. 12. 24）別添「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」第1項に規定する秘密保全規則等の作成状況を記載する。
- 8 第6項には、依頼先が事前調査を実施するために留意すべき他の事項を記載する。
- 9 依頼に当たっては、委託予定先の秘密保全施設の図面等を添付する。

付紙様式第7
発簡番号
年 月 日

(契約担当官等)

殿

(【契約担当官等の代理者】経由)

事業者名：

代 表 者：

印

閉鎖区域の（選択＊）について（申請）

標記について、下記のとおり確認されたく申請する。

記

- 1 閉鎖区域の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 （選択＊）の理由
- 5 設定期間
- 6 秘密の保護措置

添付書類：

付紙様式第7 記載要領

- 1 (選択*) : 「設定」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 第1項には、確認を受けようとする閉鎖区域の名称、棟名、階数等を記載する。
- 3 第2項において、秘密に係る物件等名が特定できない場合は、「秘密文書等」と記載する。また、件名自体が秘密に該当する場合は、登録番号又は簡略化した件名を記載する。
- 4 第3項には、秘密の種類及び区分に応じ、「特定特別防衛秘密」、「特別防衛秘密」又は「省秘」のいずれかを記載する。
- 5 第5項には、契約履行上、真に必要とする設定期間を記載する。
- 6 第6項には、秘密保全規則等の確認を受けた文書番号及び年月日を記載する。
- 7 申請に当たっては、確認を受けようとする閉鎖区域の図面等を添付する。
- 8 本通達別紙第10第5項の規定により閉鎖区域の設定期間中に当該設定期間を変更する場合は、次による。
 - (1) 件名は、「閉鎖区域の変更について(申請)」とする。
 - (2) 本文は、「標記について、下記のとおり変更するので申請します。」とする。
 - (3) 第5項には、変更前と変更後の設定期間をそれぞれ記載する。

付紙様式第8

発 簡 番 号

年 月 日

(契約担当官等)

殿

(契約担当官等の代理者)

(適宜、官職名を明示する)

閉鎖区域の（選択＊）に関する確認について（進達）

標記について、別添のとおり申請され、保全施設調査の結果、秘密保全上適格と認められるので確認されたく進達する。

添付書類：

写送付先：海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長

付紙様式第8 記載要領

- 1 (選択*) : 「設定」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 進達に当たっては、委託先からの申請書類、当該閉鎖区域の図面等（閉鎖区域の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な付属書類を含む。）及び当該閉鎖区域に係る閉鎖区域調査表を添付する。
- 3 秘密保全上適格と認められなかった場合は、本文を「標記について、別添のとおり申請され、保全施設調査の結果、秘密保全上適格と認められなかったため、別紙のとおり改善を要する事項を進達する。」とするとともに、別紙を追加し、適宜の様式により改善を要する事項を記載する。

付紙様式第9

発 簡 番 号

年 月 日

(契約担当官等)

殿

(他の防衛省の契約担当官等)

(適宜、官職名を明示する)

(選択*)の共用について(協議)

標記について、別添に示す(選択*)の共用を了承されたく協議する。

添付書類：

付紙様式第9 記載要領

- 1 (選択*) : 「秘密保全施設」、「閉鎖区域」又は「立入禁止区域」のいずれかを記載する。
- 2 前項で選択した内容に応じ、事業者名、住所、建物名、共用期間等の当該保全施設等を特定するために必要な事項を記載した書類を添付する。
- 3 地方防衛局調達部長等からの協議にあつては、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第686号。27.10.1）別記様式第8号に示す「立入禁止区域の共用に関する取極」及び立入禁止区域の共用が必要となった委託先からの申請文書を添付する。

付紙様式第 1 0

発 簡 番 号

年 月 日

(他の防衛省の契約担当官等)

殿

(契 約 担 当 官 等)

(適宜、官職名を明示する)

立入禁止区域の共用について (回答)

標記について、了承する旨回答する。

なお、共用期間に変更が生じた場合は、速やかに通知されたい。

関連文書：(他の防衛省の契約担当官等からの協議文書番号等)

写送付先：海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長

付紙様式第 1 1

発 簡 番 号

年 月 日

事業者名：

代 表 者： 殿

(契約担当官等の代理者)

(適宜、官職名を明示する) 印

秘密保全施設について (通知)

(委託先からの申請文書番号等) により申請された標記について、秘密保全上適格であると認められたので通知します。

写送付先：海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長

付紙様式第 1 1 記載要領

- 1 契約担当官等が秘密保全施設調査の報告、通知又は進達の内容を確認した結果、秘密保全上適格と認められなかった場合、本文を「（委託先からの申請文書番号等）により申請された標記について、秘密保全上適格であると認められなかったので、別紙のとおり改善を要する事項を通知します。」とするとともに、別紙を追加し、適宜の様式により改善を要する事項を記載する。
- 2 本通達別紙第 9 第 1 及び第 2 項で規定する事前調査の結果を通知する場合、「契約担当官等の代理者」を「調達要求を行う部隊等の長」に読み替えるとともに、省秘においては当該秘密の管理者若しくはその職務上の上級者、特別防衛秘密等においては当該秘密に係る自衛艦隊司令官等を写送付先に追加する。